

小松島市パートナーシップ宣誓制度で利用できる行政サービス

【令和7年4月1日現在】

サービス名	内 容	受領証等提示	担当課
保育所等利用申込	パートナーの子どもが保育所等に入所する際、保護者と同様に利用申込みを可能とします（要件あり）。	要	こども保育課
保育所等の送迎	保護者と同様に送迎を可能とします。	不要	こども保育課
母子健康手帳の交付	妊婦が来庁できない場合、配偶者と同様に代理申請を可能とします。	要	こども家庭センター
市営住宅の入居申込	パートナーシップ関係にある二人を事実上婚姻関係と同様の事情にある者として、市営住宅の入居申込を可能とします（要件あり）。	要	住宅課
小学校等の送迎	保護者と同様に送迎を可能とします。	不要	学校課
災害時の安否情報の提供について	照会者が、パートナーシップを宣誓した者及びその親族等である場合、災害時の安否情報を提供します（要件あり）。	要	危機管理政策課
犯罪被害者等支援金の支給	犯罪被害時において、パートナーシップ宣誓書受領証にあるパートナーの支給申請を可能とします（要件あり）。	要	人権推進課

【市職員関係】

サービス名	内 容	受領証等提示	担当課
職員の特別休暇	パートナーシップの宣誓を行った市職員について、婚姻した職員と同様に結婚休暇などの特別休暇を付与します。また、パートナーの子について、実子と同様に子の看護休暇、介護休暇などの特別休暇を付与します。	要	人事課
職員互助会給付事業（祝金等）	パートナーシップの宣誓を行った市職員について、婚姻した職員と同様に祝金を給付します。	要	人事課